

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

■ 木更津市の位置・面積

本市は、千葉県ほぼ中央部に位置し、首都圏から 50km 圏内にあり、西は東京湾に臨み、東は市原市、北は袖ケ浦市、南は君津市に隣接し、東西距離は 21.98km、南北距離は 14.54km、面積は 138.90km²（令和 3 年 7 月 1 日現在）で、東西に広く伸びている。

■ 気象概要

本市における年間平均気温は、摂氏 15.8 度（2006 年～2020 年平均）で、年間を通して温暖湿潤である。

雨量は、ほとんどが梅雨期と台風期における前線や低気圧等による場合に占められており、年間降水量は 1,650.7mm（2006 年～2020 年平均）である。

年間における最多風向は南西で、台風接近の際には特に風が強く、強風（突風）に注意する必要がある。

■ 想定される災害リスク

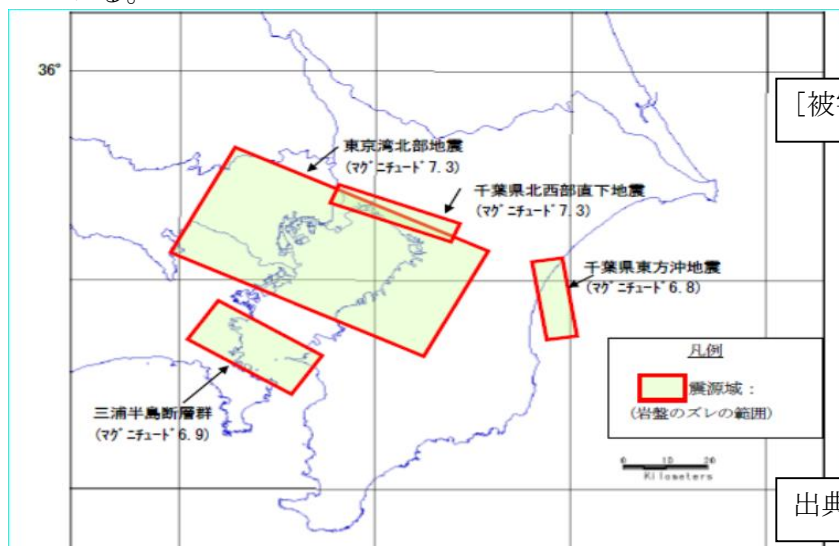
(地震)

県では、平成 19 年度に、近い将来（今後約 100 年程度）県に影響を与える可能性のある地震として、①東京湾北部地震 ②千葉県東方沖地震 ③三浦半島断層群による地震を想定し、「平成 19 年度千葉県地震被害想定調査」を実施した。また、平成 26・27 年度には、④千葉県北西部直下地震 ⑤大正型関東地震による地震を想定し、「平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査」を実施した。

そのうち、本市に最も大きな被害を与える東京湾北部地震を木更津市地域防災計画の前提条件としている。

- ・震源域の位置 : 東京湾北部
- ・震源域の深さ : 約 28km
- ・マグニチュード : 7.3
- ・発生季節等 : 冬季 18 時、風速 9m/s

本市の震度は、概ね低地で震度 6 強、丘陵地で震度 6 弱と予測されている。また、液状化危険度は、概ね低地で「危険度が高い」、「危険度がやや高い」と予測されている。



[被害想定対象地震の震源域]

出典：木更津市地域防災計画

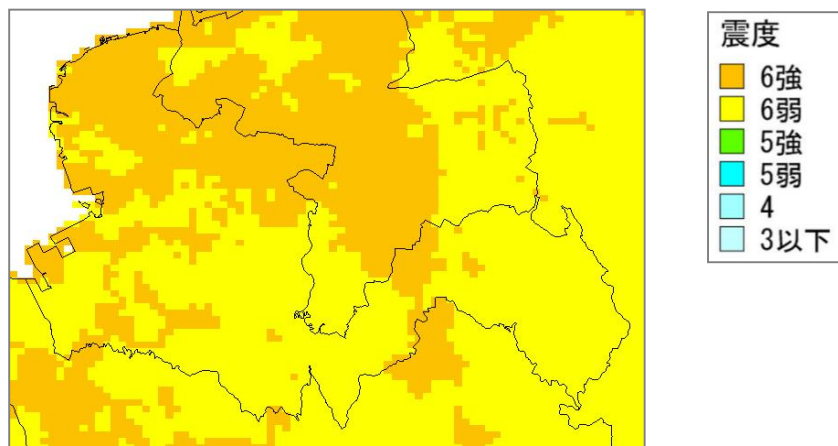


図 東京湾北部地震の予測震度（出典：木更津市地域防災計画）

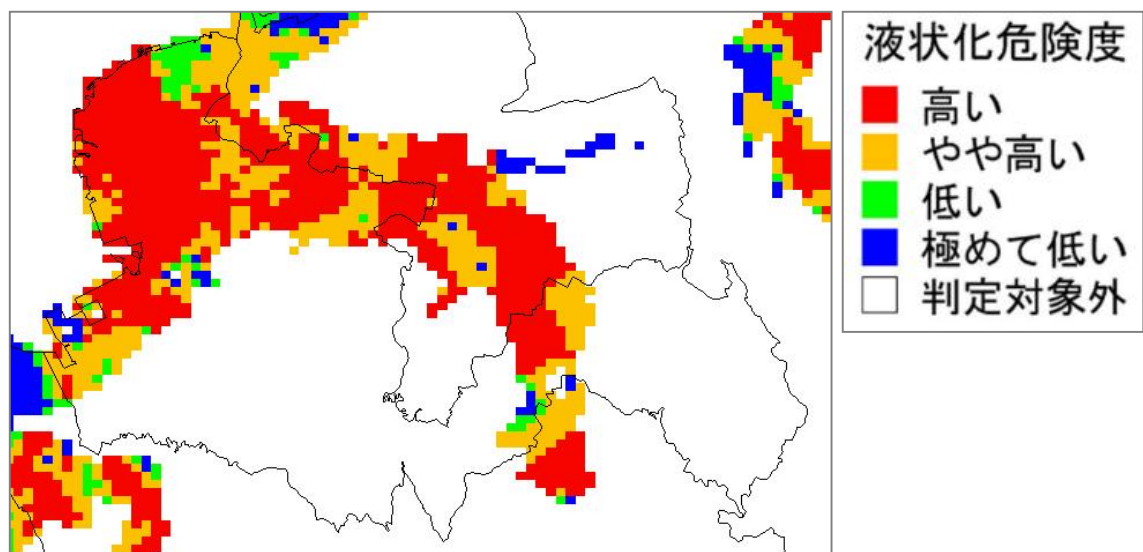


図 東京湾北部地震の液状化危険度（出典：木更津市地域防災計画）

(洪水)

県の作成した小櫃川水系小櫃川洪水浸水想定図（想定最大規模）によると、10メートル未満の浸水が予想されている。

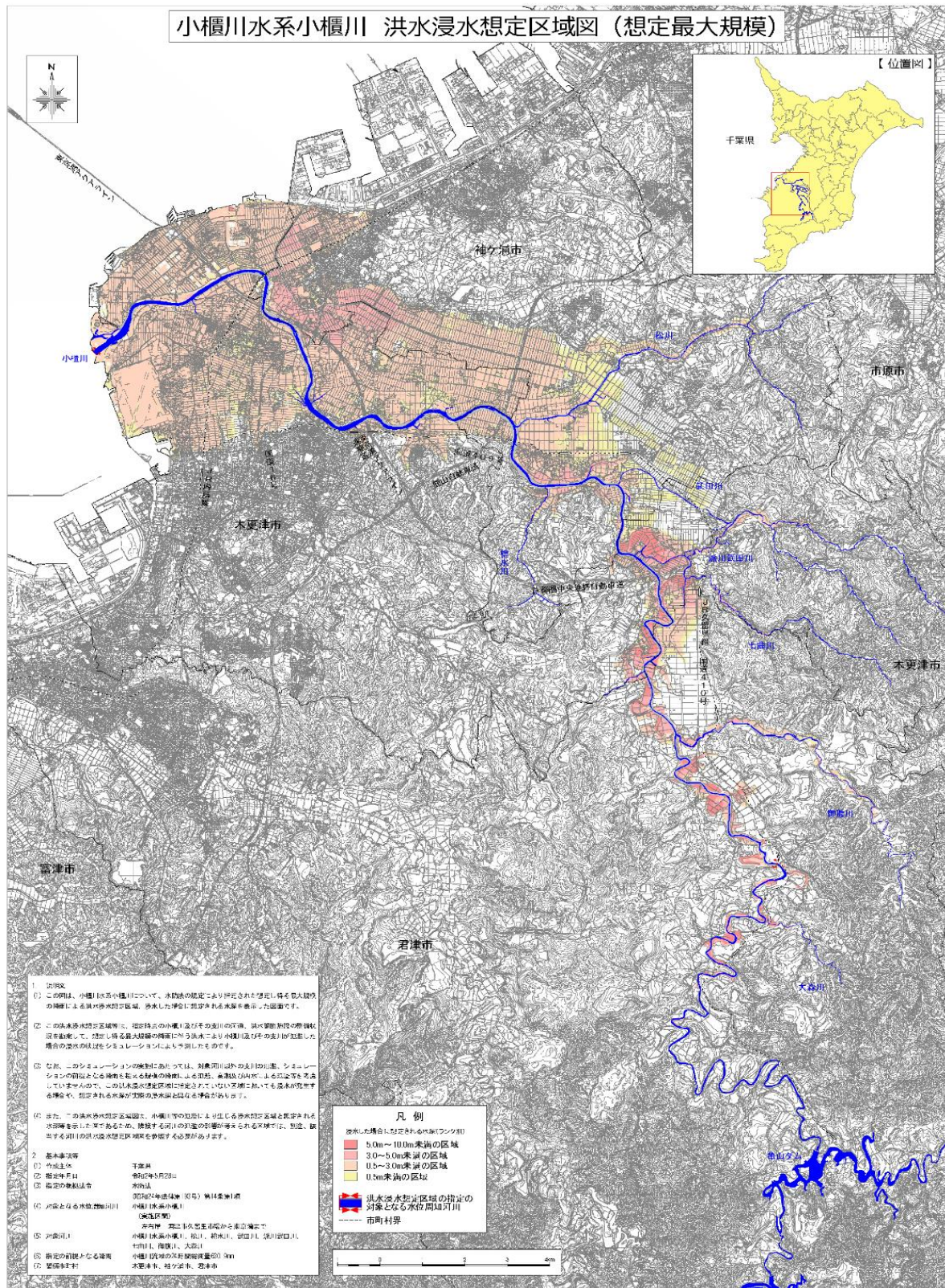


図 小櫃川水系小櫃川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)

出展：千葉県「小櫃川水系小櫃川洪水浸水想定区域図」（想定最大規模）（令和2年5月）

(土砂災害)

本市の土砂災害警戒区域は、275 箇所（急傾斜地の崩壊 231 箇所、土石流 44 箇所）が指定されている。

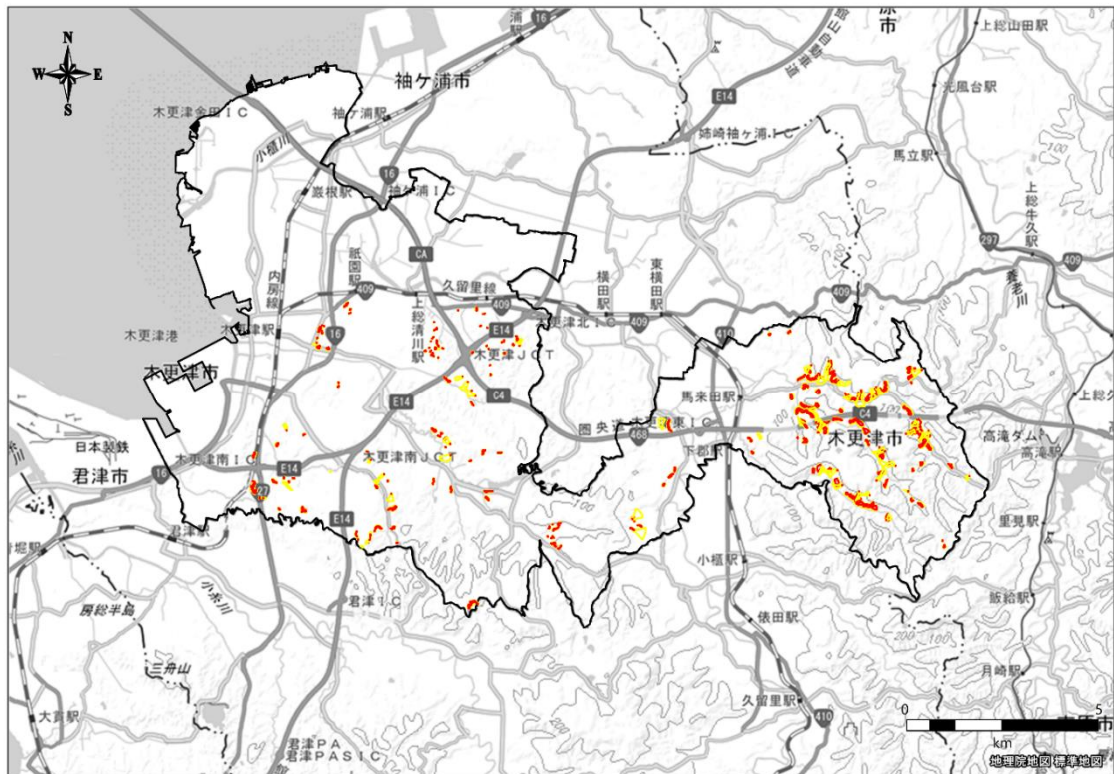


図 木更津市土砂災害警戒区域等

出典：地理院タイルに「土砂災害警戒区域等（木更津市）」を追記して掲載

(感染症)

近年、新型コロナウイルスによる感染症が複数発生しており、経済活動への影響は甚大なものであった。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫をもっていない感染症では、全国かつ急速なまん延により、木更津市においても多くの市民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

管内商工業者は令和 28 年 6 月 1 日時点で 189 者となっている。

【内訳】

業 種		商工業者数	備考(事業所の立地等)
商 工 業 者	建設業	3 2	地域に広く分散している
	製造業	2 3	地域に広く分散している
	卸・小売業	4 2	地域に広く分散している
	宿泊・飲食サービス業	2 1	地域に広く分散している
	生活関連サービス、娯楽業	2 0	地域に広く分散している
	医療、福祉	2 0	地域に広く分散している
	その他	3 1	地域に広く分散している

資料：企画部企画課「経済センサス-基礎調査」（平成 28 年）

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

当市では以下の取組を行っている。

- ・木更津市防災会議が策定した地域防災計画に基づく、各種災害対策の実施
- ・木更津市業務継続計画の策定
- ・木更津市総合防災訓練の実施
- ・ハザードマップ・WEB版ハザードマップによる啓発活動
- ・災害時の避難所開設／新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営指針の策定
- ・防災備蓄品（食糧・飲料水・電池・簡易トイレ・毛布等）の整備
- ・ソーシャルメディア等を活用した注意喚起

2) 当会の取組

当会では以下の取組を行っている。

- ・自然災害後の会員被災状況の確認と千葉県及び木更津市への報告
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者向けBCP策定セミナーの開催
- ・千葉県火災共済協同組合と連携した共済加入促進（地震危険補償特約付帯促進）
- ・平成27年4月8日に円滑な商工会運営と会員サービスの向上を図ること等を目的に袖ヶ浦市商工会と「相互協力に関する協定書」を締結し、相互協力体制を構築
- ・令和5年4月20日当会に危機管理規程を制定、令和5年6月23日に危機管理規程に係るマニュアルを制定

II 課題

- 1 当市の地域防災計画の防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱では、事業所に対する事務又は業務の大綱として
 - (1) 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織等との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること
 - (2) 集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努めること
 - (3) 事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めることとされている。
- 2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者としては各種の民間団体等が列挙され、木更津商工会議所にも各種の事務又は業務を処理する事とされているが、木更津市富来田商工会の記載は無い。
- 3 災害が多発している近年の状況下において被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、当市と当会の間における緊急時のより具体的な取組取組みや協力体制等の構築等が必要となっている。
- 4 当会職員が被災した場合に機動力を失うことになるため、千葉県商工会連合会等との応援体制の構築等が必要となっている。
- 5 BCP（事業継続計画）を策定している小規模事業者はフランチャイズに加盟しているコンビニエンスストア等のごく一部に限られており、小規模事業者のほとんどが策定していない。
- 6 災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP（事業継続計画）の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。

III 目標

- 1 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 2 災害リスク軽減に向けて各種損害保険への加入率を向上させる。

- 3 BCP（事業継続計画）の策定率を向上させる。
- 4 発災時における連絡を円滑に行うため、当市と当会との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 5 発災後速やかな復旧・復興支援策が行えるよう、当会における体制と関係機関との連携体制を構築する。
- 6 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者として、木更津商工会議所と共に事務又は業務に当たれるよう市と当会にて防災関係の協定締結や取り決めを行う事を目指す。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和6年4月1日～令和11年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

<1. 事前の対策>

- ・平成27年4月8日に円滑な商工会運営と会員サービスの向上を図ること等を目的に袖ヶ浦市商工会と締結した「相互協力に関する協定書」や令和5年4月20日に制定した「危機管理規程」「危機管理規程に係るマニュアル」について本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・当会職員(経営指導員等)による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ・市広報や商工会報、当会のホームページ等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、BCP(事業継続計画)を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③ BCP(事業継続計画)策定の専門家を招へいし、小規模事業者を対象にBCP(事業継続計画)策定個別相談会を開催する。
- ④ 当会経営指導員による巡回指導時に、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。
- ⑤ 当会経営指導員を中小企業大学校東京校が専門研修として開催する「BCP(事業継続計画)策定研修会」への派遣を検討する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和5年度に商工会危機管理規程と危機管理規程に係るマニュアルを策定済

3) 関係団体等との連携

- ① 損害保険会社等と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険見直しのための個別相談会を開催する。
- ② 金融機関等の関係機関へハザードマップや損害保険への加入に向けた各種ポスターの掲示、パンフレットの設置を依頼する。
- ③ 被災した小規模事業者が低金利融資を受けられるように、金融機関と協力、連携を図る。
- ④ 被災した小規模事業者が事業設備等を早期復旧できるように優先的な修繕・修理に向けて建設・設備等の関連団体と連携する。

4) フォローアップ

- ① 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化認定企業」に対してその取組み(策定したBCP計画の遂行)を支援する。
- ② BCP(事業継続計画)策定個別相談会に出席した小規模事業者に対して専門家を派遣し、BCP(事業継続計画)策定に向けて具体的に支援する。
- ③ 当会に事業継続力強化支援協議会(構成員:当市担当者、当会正副会長)を必要に応じて設置し、小規模事業者のBCP(事業継続計画)への取組み状況等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

年に一度、様々な自然災害（マグニチュード7の地震等）が発生したと仮定し、当市と当会とで連絡ルートの確認等を実施する。

6) 防災備品の購入

毎年度、当会財源の可能な範囲内で自然災害等による停電等に備えて発電機や携帯充電用備品、ブルーシート等の防災備品を購入する。

7) その他

重要なデータの適切な保管と情報収集・発信手段等を整備する。

< 2 発災後の対策 >

- ・自然災害等発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 当会事務局責任者は、発災後3時間以内に職員緊急連絡網やSNS等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。

※事務局責任者が被災した場合は次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。

- ② 業務従事が可能な当会職員が把握した大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）は当市と当会で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ① 当会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする、
 - （ア）職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
 - （イ）道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。
 - （ウ）家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。
- ② 当会職員全員または大多数が被災等により応急対策に従事できない場合の役割分担は次のとおりとする。

地区名	役職名	人数	応急対応の内容
地域全体	会長・副会長	3名	
茅野地区、真里地区、大稲地区、下内橋地区	理事	3名	大まかな被害状況の把握等
真里谷地区、茅野七曲地区、下郡地区、佐野地区、田川地区、戸国地区、上根岸地区、根岸地区、下宮田地区	理事	5名	大まかな被害状況の把握等

- ③ 当会による大まかな被害状況の把握は2日以内に実施し、その状況を当町と当会で共有する。

(木更津市と木更津市富来田商工会で共有する被害規模等の目安)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・地区内 10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
中規模な被害がある	・地区内 5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

※連絡の取れない地域は、大規模な被害が生じている可能性があると考ええる。

- ④ 木更津市と木更津市富来田商工会は災害時、以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回以上共有する 必要に応じて追加する
2週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

※電話・FAX・メール・携帯電話等による通常の連絡が不通の場合には商工会が直接市役所を訪問し、被害情報等を報告する。

＜3 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

(1) 自然災害発生時

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動は次のとおりとする。
当市及び当会からの要請等に基づき、当会の役員と職員が二次被害を防止するための諸活動を実施する。

※役員は被災地域以外の者とする。

- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について次のとおりとする。

① 確認方法

当会の役員及び職員で構成する「災害復旧支援班」を地区ごとに組織し、被災事業所を実訪してヒアリング調査等を実施する。

構成員／班長：役員1名 班員：役員1名、職員1名

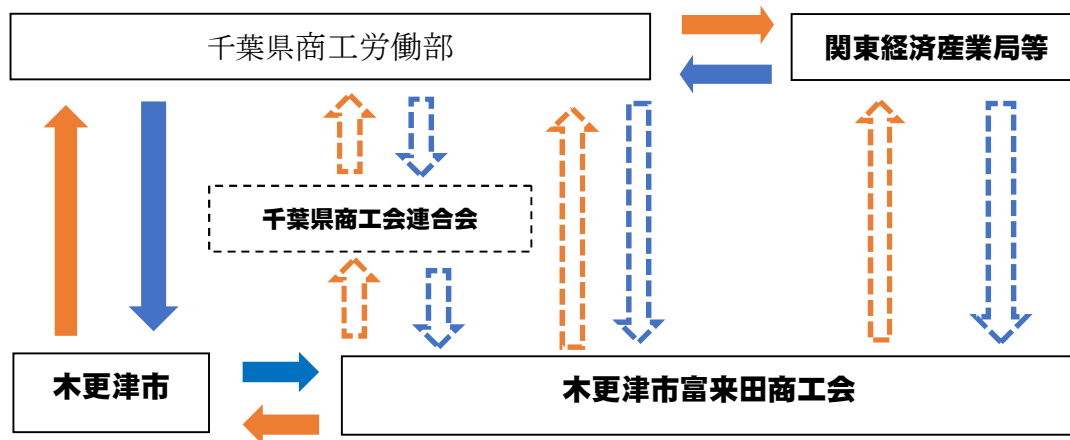
※役員は被災地域以外の者とする。

② 被害額の算定方法

被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、当市と当会であらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。

(2) 感染症流行時

- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。



＜4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

当会による支援は次のとおりとする。

- (1) 当会の電源を携帯電話充電のために開放する。
- (2) 当会の発電機等機材を貸出する。
- (3) ブルーシート等を配布する。
- (4) 経営や資金繰り等の相談窓口の開設について木更津市と相談し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- (5) 当会は、国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。
- (6) 前記3の(1)で収集した被害状況等をもとに、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- (7) 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市の施策）を地区内小規模事業者等へ周知する。
- (8) 地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策（国、県、市の施策）の説明会及び個別相談会を開催する。
- (9) 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはそのおそれがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜5 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- (1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者を支援する。
- (2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- (3) 被災小規模事業者が補助金や復興助成金、給付金等を申請する場合の書類作成等を支援する。
- (4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資等の融資を斡旋する。
- (5) 事業再建計画の策定を支援する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

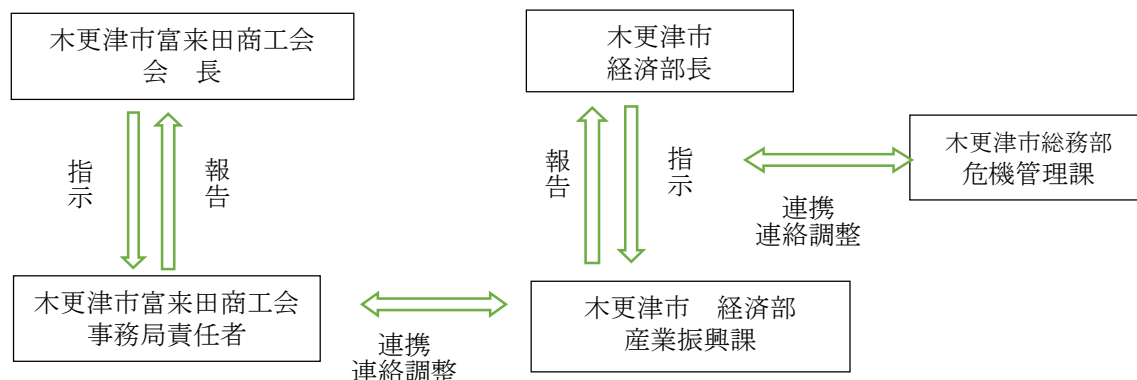
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 5 年 8 月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ① 当該経営指導員の氏名、連絡先
経営指導員 小川 良樹 (連絡先は後述参照)
- ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)
 - ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

(3) 商工会／関係市町村連絡先

- 1 木更津富来田商工会
〒292-0204 千葉県木更津市茅野 5 3 7 番地
TEL 0438-53-4141 Fax 0438-53-3075
E-mail: fukutashoko@par.odn.ne.jp
- 2 木更津市 経済部 産業振興課
〒292-8501 千葉県木更津市富士見 1-2-1 (木更津市役所駅前庁舎)
TEL 0438-23-8460 Fax 0438-22-0075
E-mail: sangyou@city.kisarazu.lg.jp

※ その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
必要な資金の額	6 0	1 3 0	1 3 0	1 3 0	1 3 0
B C P 策定個別相 談会開催費 通信費他	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0
防災備品 購入費	3 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調 達 方 法
会費収入、木更津市補助金、千葉県補助金、事業収入、手数料収入、等